

お客様へ

当社レンタル機械の補償のあらまし

1

自走式機械のオペレーター賠償保険



操作ミスにより対人、対物事故を起こした場合にお客様負担を軽減をする保険です。ただし、借主が借主自身の財物を壊した場合は、補償の対象外です。また、奉仕作業など請負契約のない使用については、対象外となります。注意願います。他の適用保険加入の場合は、使用できません。

対人賠償 1名あたり1億円・1事故3億円

対物賠償 1事故限度2000万円

対人事故・対物事故には、当社規定により最低10万円のお客様負担金があります。

2

オールリスク担保(風・水災もO.K)リース機械動産保険

対象及び範囲

お客様が借りられた当社レンタル機について、お客様が保管中、使用中は、お客様の責任において当社レンタル機を管理していただくことが大前提です

当保険は

お客様が借りられた当社レンタル機について、お客様が保管中、使用中などに発生した不慮の事故において、レンタル機の損害に対し、お客様の負担を軽減する保険です。

- (注) 1. 道路運送車両法の登録を受けた自走機械(ナンバープレート付)は対象外となります。
2. ベルト・ワイヤー・チェーン・ゴムキャタパ・ショベルの刃など消耗品に準ずるものの損害は対象外。電球・ガラスなどの単独損害についても、対象外となります。
3. 盗難証明の出ない機械盗難事故の場合は、保険は使用できません。

免責

1事故に対し動産保険適用の場合にはお客様負担金額は損害額の15%且つ、下限が10万円(税別)となります。

但し、全損・盗難の場合には本体価格の25%のご負担となります。

※一定期間内(1年6ヶ月)に事故を重ねた場合には、お客様負担額が増額されます。

※上記負担額は基本設定額になります。損害の状況内容に応じて25%~80%ご負担いただく場合があります。

以下の場合も保険適用外となります

※商機の逸失、使用不能などの間接損害

※地震・噴火による津波に起因する損害

※原因不明の消滅または損失、不足

※電氣的、機械的事故による損害

※戦争、核危険による損害

※詐欺、被保険者の故意による損害

※機械の部分的盗難



小浜ヤンマー株式会社